

現状等

[相談体制(子供家庭支援センター〈H7〜〉)]

- 相談件数の増加と逆送致の開始による負担増
 - ・相談件数 H25年度44,282件→H31年度67,442件(暫定値)
- 1人当たりケース数の区市町村ごとのばらつき
 - ・1人当たり対応件数(区市) 平均32件、最大98件 ※H30年度
- 経験の浅い職員の増加
 - ・経験年数 2年未満48%、5年以上22% ※H30.4.1時点
- 児童相談所と子供家庭支援センターの認識の相違
 - ・相談事案に係るアセスメントの相違、相互理解の不足

[乳幼児に関する高い虐待リスク]

- 虐待死のうち、乳幼児割合と健診未受診割合の高さ
 - ・乳幼児割合 3歳以下:78%、0歳児:56%
 - ・虐待死のうち乳幼児健診未受診割合 29%
 - ※H30都児福審児童虐待死亡事例等検証部会報告書より
- 公的機関と接点がない家庭のリスク
 - ・行政が関わる機会が少ない期間がある(法定健診のない年齢等)

[要保護児童対策地域協議会(子家センが調整機関)]

- 要対協調整機関運営に係る子家センの負担の重さ
- 関係機関の情報共有の不足
- 調査依頼に応じる義務がない(調査権限の不足)
 - ・児福法、虐待法では、「協力を求めることができる」、「資料又は情報を提供することができる」という規定

都の取組

[相談体制の強化]

- 都加算補助による執行体制の強化
 - ・虐待対策ワーカー増配置:児童人口に応じた職員配置支援
 - ・主任虐待対策ワーカー:ベテランワーカーの定着支援
 - ・虐待対策コーディネーター:進行管理と機関連携支援
 - ・心理専門支援員:専門職配置支援
- 都補助による取組への支援
 - ・地域ネットワーク巡回支援:管内の構成機関巡回への補助
- 東京ルール、共有ガイドラインの策定
 - ・同行訪問等の協働のほか、事案に応じてケース送致を実施

[早期把握と積極的な支援の強化]

- 妊娠期からの切れ目のない支援
 - ・妊娠相談ほっとライン
 - ・とうきょうママパパ応援事業(区市町村補助)
 - ・乳児家庭全戸訪問、未就園児等全戸訪問等への補助
 - ・アウトリーチ型食事支援、在宅子育てサポート等
- 都条例による健診受診の努力義務化(保護者等の責務)
 - ・「健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。」

[要対協・地域ネットワークの強化]

- 要対協の運営支援
 - ・要対協事務クランク:要対協事務担当設置支援(7自治体)
- システム構築への補助
 - ・地域ネットワーク機能強化
 - ・:ケース管理の電子化・母子部門等との連携への補助

相談体制や関係機関の連携強化、サービスの充実等が図られてきたが、予防的支援の更なる強化が必要